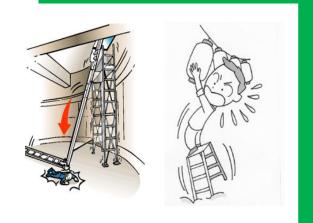


彦根労働基準監督署からのお知らせ

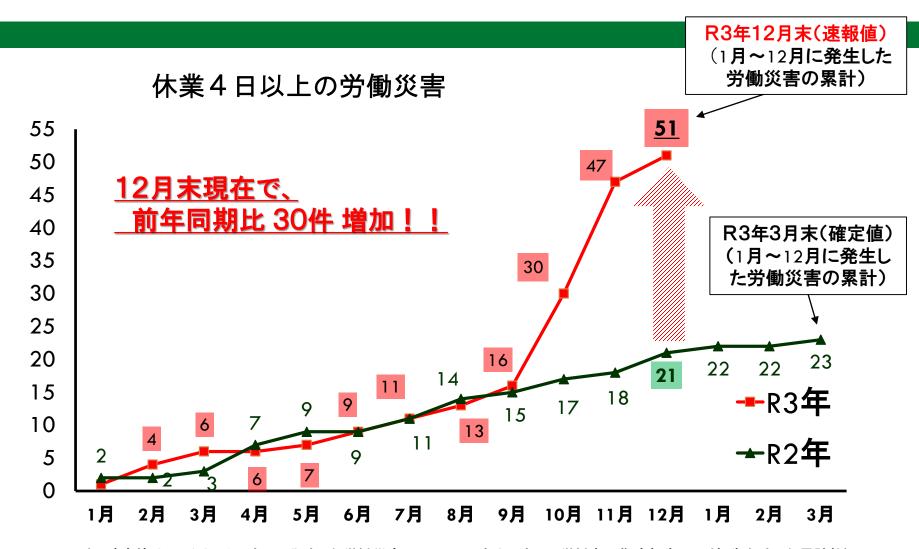
建設現場における 労働災害防止のお願い!







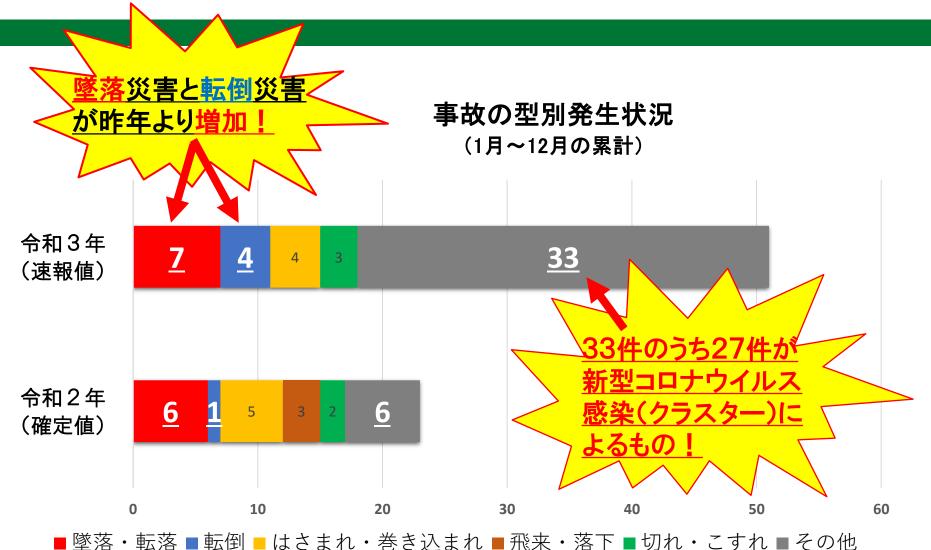
死傷災害(彦根署 R2-R3建設業)



(※確定値は1月から12月までに発生した労働災害について、翌年3月までに労働者死傷病報告により報告を受けた累計数)



事故の型別(彦根署 R2-R3建設業)



休業4日以上の労働災害

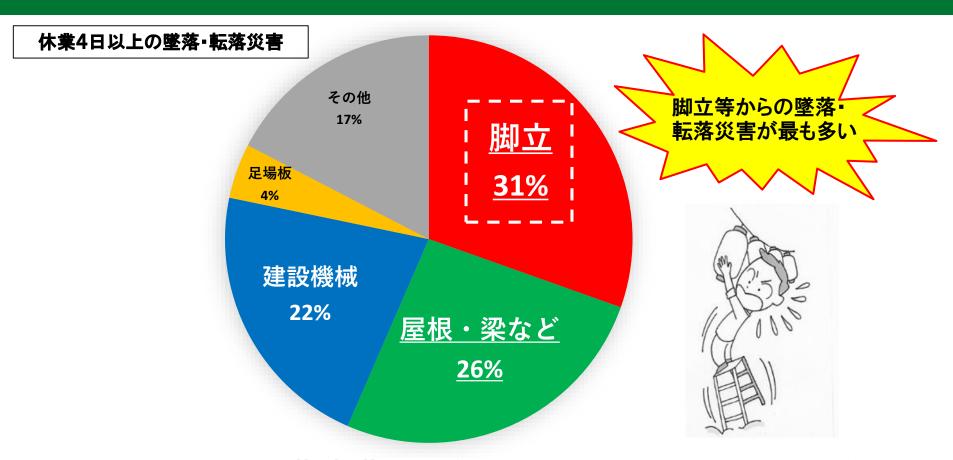


彦根署管内建設業"墜落·転落"災害事例(抜粋)

発生地	経験期間 (年齢)	負傷態様 (休業期間)	発 生 状 況
長浜市	1年 (60代)	腰打撲 (3週間)	脚立を使用して防犯カメラの設置作業中にバランスを崩して脚立から転落。
長浜市	10年以上 (40代)	肋骨骨折、腰骨骨折 (3か月)	平屋建の小屋梁上からバランスを崩して墜落。
長浜市	1年未満	橈骨骨折	脚立を使用してカッティングシートの剥がし作業
	(50代)	(3か月)	中、バランスを崩して脚立から転落。
彦根市	10年以上	全身打撲	倉庫のスレート屋根補修作業中、スレート屋根
	(60代)	(4か月)	を踏み抜き高さ4.5mから墜落。
彦根市	10年以上	肩甲骨骨折、肋骨骨折	脚立を使用して照明配線工事中、ステップから
	(60代)	(1か月)	足を踏み外し転落。
彦根市	10年以上	足踵•指骨折	脚立を使用して外壁補修中にバランスを崩して
	(40代)	(1か月)	脚立から転落。



彦根署管内建設業"墜落·転落"箇所 (令和元年以降発生)



- ◇ 脚立等からの墜落・転落災害が全体の3割を占めており、屋根・梁等 よりも多く発生!
- ◇ 墜落・転落災害は、高所作業に限らず発生している!!



労働者、 雇用主の 皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう!

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。 あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック!!

(作業前点検リスト) 天気(晴・曇・雨・雪) 現場名 確認担当者名 □はしごの上部・下部の固定状況を確認している □ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない □はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している □はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている □はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない □はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある □靴は脱げにくく、滑りにくい □ヘルメットを着用し、あごひもを しっかり 締めている 固定! ※既設はしごを使うときも、チェックしましょう 移動はしご(安衛則第527条) 1 丈夫な構造 出典:「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災 害防止協会編 2 材料は著しい損傷、腐食等がない 3 幅は30㎝以上 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止 するための必要な措置

> 「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」 (リーフレット)も確認してください。 ⇒⇒⇒

ラ 厚生労働省・都

厚生労働省·都道府県労働局·労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。 あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に なってから、作業を始めましょう!

作業前 10 のチェック!!

(作業前点検リスト)	
年 <u>月 日</u> 天気(晴	<u> ・ </u>
現場名	確認担当者名
□脚立は安定した場所に設置している	
□開き止めに確実にロックをかけた	
□ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの	の明らかな傷みはない
□ヘルメットを着用し、あごひもをし	めている
□靴は脱げにくく、滑りにくいものを	覆いている
□身体を天板や踏みさんに当て、身体	を安定させる
□天板上や天板をまたいで作業をしない	Charles Comm
□作業は2段目以下の踏みさんを使用 (3段目以下がよりよい)	र्वे कि
□作業は頭の真上でしない	天板や踏さんに 身体を当て
□荷物を持って昇降しない	安定させる
「労働安全衛生規則」で定められている事項	開き止め金具を雑確実に
脚立(安衛則第528条)	ロックする こから 2段めの 2段めの 踏さん
1 丈夫な構造 2 材料は著しい損傷、腐食等がない	
3 脚と水平面との角度を75度以下とし、	不安定な 場所では 滑り止めを
折りたたみ式のものは、角度を確実に保つ	使用しない
ための金具等を整える 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する	

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です!

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」 (リーフレット)も確認してください。



(R3.3)

厚生労働省·都道府県労働局·労働基準監督署





労働者、 雇用主の 皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう!

はしごや脚立を使う前に、まず検討しましょう!

以下の2点について検討してみましょう

- □ はしごや脚立の使用自体を避けられないですか?
- □ 墜落の危険性が相対的に低い<u>ローリングタワー</u> <u>(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚</u> 立、高所作業車などに変更できないですか? (※)

(※)足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置(手すり等)を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】





労働者、 雇用主の 皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対策の 取り組み状況を確認しましょう!

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ~取組の5つのポイント~を確認しましょう!

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**~取組の5つのポイント~**が実施できているか確認しましょう。
- **~取組の5つのポイント~**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県 労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止 対策相談コーナー」にご相談ください。

~取組の5つのポイント~

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行 できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、 密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの"場の切り替わり"や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

管厚生労働省 都道府県

都道府県労働局・労働基準監督署

R3.2

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を 労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新利コロナウイルス成込会の拡大を防止するためのチェックリスト

	項	n	確認			
1	感染予防のための体制	*	0			
	事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の に対して感染予防を推進することの重要性を伝え	拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者 ている。	はいいれ			
	事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者。衛生推進者など)					
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に履知を行っている。					
	・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。					
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労徒が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止 をテーマとして取り上げ、事業場の実施を指まえた、実現可能な対策を講論している。					
	職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に開知を行っている。					
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を開始し、インストールを労働者に動變している。					
19	感染防止のための基本的な対策					
	(1)事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」					
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、概	1場での対応を検討の上、実施している。	はいついれ			
	(2) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い					
	・人との関係は、できるだけ2m(最低1m)支ける	ことを求めている。	はいっいいま			
	会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。					

チェックリストは 厚生労働省 ホームページから ダウンロード可能です。



建設現場でも新型コロナウイルス感染による休業災害が発生しています。 改めて感染症対策の実施状況について確認してください。